2023年4月2日
最終案提示

たかつきライブラリーフレンズ規約

（名称）

第1条　本会は「たかつきライブラリーフレンズ」と称し、略称を TLF とする。

（所在地）

第2条　本会は目的に賛同し自発的に参加する者で組織し、所在地は代表者宅とする。

（発足）

第3条　本会の発足は、2018（平成 30）年 3 月 1 日である。

（趣旨・目的）

第4条　本会はすべての人が図書館の資料と情報に触れ合える活動およびその支援を目的とする。

第5条　本会の基盤は、2017 年 10 月発足の「高槻に移動図書館再開をもとめる会」であり、改称したものである。よって、移動図書館関連の活動も目的の一つとする。

（会員・構成員）

第 6 条　本会の目的に賛同するものは、個人・団体を問わず会員になることができる。
本会は、正会員・賛助会員から構成され、正会員は議決権を有する。

（総会）

第 7 条　本会を潤沢に運営するために、意思決定機関として、毎年、3 月に総会を開催する

第 8 条　必要に応じ、臨時総会を開催することができる。

第 9 条　総会の議事は、正会員の出席者数の過半数をもって決定する。規約改正は、総会出席者の 3 分の 2 をもって決定する。

第 10 条　事務局は総会において、当該年度の活動報告、収支決算報告、翌年の活動計画、予算案を立案せねばならない。

（運営・役員）

第 11 条　本会は以下の通り役員を置き、組織の健全な運営のために寄与する。
役員は、総会によって承認される。役員の任期は 2 年を 1 期とし、2 期をこえないものとする。
代表　1 名　　副代表　1 名　　会計　1 名（事務局兼）　　会計監査　1 名

（会費・経費の支弁）

第 12 条　本会の運営に資するため、会費は個人団体問わず　一律　年 500 円とする。

第 13 条　本会の運営経費は、原則として会員からの会費及び趣旨に賛同する個人および団体からの協力金、ほかブックカフェ等の収益を充てる。

（活動）

第 14 条　本会は前条の目的達成のために次の活動を行う。

① 例会　会員相互の情報交換・学習会・企画を通じて交流を深める。

② 事務局会議　随時

③ 会報「走れ！きぼう GO」の発行。

④ 本と情報がすみずみまで届くよう移動図書館の休止地域を応援する。

⑤ 図書館関連の学びの場、講演会などを開催する。

⑥ その他、ブックカフェ、古本市等のイベント。

付則

2018（平成３０）年３月１日　施行

2023（令和　5）年３月１日　改訂